議案第１３５号

権利の放棄について

上記の議案を提出する。

令和８年１１月２６日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

権利の放棄について

令和５年度多面的機能支払交付金事業で実施した対象外事業への交付金交付に伴う返還金の債権について、権利を放棄したいので、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を求める。

１	放棄する権利	令和５年度多面的機能支払交付金事業で実施した対象外事業への交付金交付に伴う返還金の債権
２	放棄する金額	金１，０７９，２１０円
３	相　手　方	大橋地域資源保全会
４	放棄の理由	相手方は、多面的機能支払交付金事業を実施するために設立した任意団体であり、調査の結果資力がなく、債権を回収することができないため、権利を放棄するもの